

自動販売機設置に係る仕様書

1 件名

自動販売機設置契約

2 設置場所等

別紙参照

3 契約期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 自動販売機の大きさ

別紙の設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。

(2) 自動販売機のデザイン

ユニバーサルデザイン仕様のものであること。（ただし、屋外についてはこの限りではない）

(3) 自動販売機の環境対応

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 回収ボックスの設置

ア 空き容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機わきに設置すること。

イ 回収ボックスの容量は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ 回収ボックスには、販売品容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、投入口は一般ゴミが入りにくい形状とするなどして、一般ゴミの混入防止を図ること。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 回収ボックスが満杯となる前に、使用済み容器等を回収し、施設外に持ち出した後は、関係法令に基づいて適切に処理すること。

オ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、必ず名札を着用すること。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 災害対応機種

「2 設置場所等」の備考欄に災害対応とあるものについては、災害時対応機種（災害時に中の飲料を無料で提供できる機種）とすること。大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。※提供方法については、公益財団法人草加市スポーツ協会と協議することとする。

5 販売商品の種類等

- (1) 種類 飲料品（乳飲料を含む。）とする。酒類の販売は行わないこと。
- (2) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 商品 販売する商品は、公益財団法人草加市スポーツ協会の許可を得ること。

6 設置者の費用負担

(1) 設置者費用負担

設置者が公益財団法人草加市スポーツ協会へ納入する費用は次のとおりとする。

ア 敷地使用料（年額）

敷地使用料は、草加市行政財産の使用料に関する条例に準じて算出した草加市からの請求額であり、その年度分を毎年4月1日以降に別途請求する。

※参考：令和3年度分の使用料 1㎡あたり（1台あたり）

記念体育館 16, 200円

吉町テニスコート 3, 480円

そうか公園クラブハウス内 30, 720円

イ 販売手数料

販売手数料は、商品の売上金額に納付割合を乗じて得た額とする。

納付割合とは、売上金額のうち、設置者が公益財団法人草加市スポーツ協会に納める額の割合であり、設置希望者自らが算出し、応募価格提案書（別紙様式2）に記入した数字（小数点第2位までの数字及び％で表示する。）とする。※支払額は円単位とする。（小数点以下は切り捨て）

ウ 電気料

設置者が自ら設置した子メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく 検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

電気料の計算方法は、自動販売機の電気使用量を施設の電気使用量で除した値に施設の電気料金を乗じて得た額とする。

(2) 納付方法

- ア 敷地使用料 年1回払い（5月末ごろに納入）
- イ 販売手数料 年12回払い（毎月末締め翌月末払い）
- ウ 電気料 年1回払い（年度末締め翌年度4月末払い）

なお、いずれの場合も納付に係わる手数料等は設置者が負担するものとする。

(3) 設置費等

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

※電気使用量を計測するための子メーター、回収ボックス、その他の付属品の設置費用及び工事費等を含む。

イ 設置に当たっては、公益財団法人草加市スポーツ協会の指示に従うものとする。

7 報告

設置者は、毎月20日までに、設置した自動販売機に係る次の事項について、売上及び電気使用量報告書（別紙様式3）により報告すること。

- (1) 前月分の売上数及び売上金額
- (2) 前月分の電気使用量
- (3) その他、公益財団法人草加市スポーツ協会に報告すべき事項

8 貸出場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して公益財団法人草加市スポーツ協会の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

公益財団法人草加市スポーツ協会の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 公益財団法人草加市スポーツ協会の責に帰することが明らかな場合を除き、公益財団法人草加市スポーツ協会はその責を負わない。
- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 禁止事項

- (1) 貸出敷地を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸出敷地を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

12 災害時の対応

大規模災害時には、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

※提供方法については、公益財団法人草加市スポーツ協会と協議することとする。

13 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、担当者と協議すること。
- (2) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）を遵守すること。また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務遂行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定を遵守すること。
- (5) 草加市公契約基本条例（平成26年度条例第21号）を遵守すること。

14 問い合わせ先

公益財団法人草加市スポーツ協会事務局

担 当： 追 着

電 話： 048-928-6361

FAX： 048-922-1513